安曇野市告示第 186 号

安曇野市歌制定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市歌(以下「市歌」という。)の歌詞の選考を行うため、安曇野市 歌制定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものと する。

(任務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。
 - (1) 市歌に関する歌詞の選定基準の決定及び選定に関すること。
 - (2) その他市長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 音楽、文化又は芸術に造詣の深い者
 - (2) 安曇野市芸術文化協会連絡協議会の推薦者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、第2条に掲げる任務が終了するまでの間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、政策部政策経営課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。